

販売会社：兵庫信用金庫

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みの際は、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要 / 注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当金庫は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	おおきな、まごころ2（通貨選択利率更改型逡増終身保険）
組成会社（引受保険会社）	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> この終身保険を利用し、死亡した場合の、遺族への保障を準備いただけます。 目的に応じて、2つのコースから選択いただけます。 <p>■ 基本コース</p> <p>所定の積立利率で資金を運用し、充実した死亡保障を準備することができます。</p> <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約通貨を、米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、円より選択いただけます。 契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。 被保険者が死亡した場合には、死亡保険金をお支払いします。契約日から3年間、毎年死亡保険金が契約通貨建てで大きくなります。 契約通貨が外貨で初期死亡円保証特約を付加した場合、契約日から3年間は死亡保険金として一時払保険料の円換算額を最低保証します。 契約通貨が外貨の場合、目標値を設定し、解約払戻金の円換算額が目標額以上になった場合、自動で円建終身保障へ移行する機能を備えています。 所定の条件のもと、将来の死亡保険金のお支払いにかえて、年金または介護年金に移行することができます。 <p>■ 引出コース</p> <p>所定の積立利率で資金を運用し、引出部分から引出金を自由に引出すことができます。</p> <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約通貨を、米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、円より選択いただけます。 一時払保険料から引出部分投入額を控除した額と引出部分投入額のそれぞれを、所定の利率で運用します。 契約日の1年後から、引出部分の一時払保険料を上回る部分を引出金として引出すことができます。 被保険者が死亡した場合には、死亡保険金として一時払保険料をお支払いします。引出部分がある場合には、その金額も合わせてお支払いします。 所定の条件のもと、将来の死亡保険金のお支払いにかえて、年金または介護年金に移行することができます。

商品組成に携わる事業者が想定する購入層	この商品は、以下のご意向があるお客さまを念頭に組成しています。 <ul style="list-style-type: none"> •まとまった資金で、2つのコースから自身のニーズに合ったコースを選択して、死亡した場合の遺族への保障を準備しながら、資産運用をしたいお客さま •為替リスク（契約通貨が外貨の場合）や金利変動リスク等に伴う元本割れを許容できるお客さま
パッケージ化の有無	ありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から起算して、8日以内であれば書面またはメールにより可能です。

- （質問例） あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
目標達成しなかった場合について説明してほしい。

2. リスクと運用実績（本商品は、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容	<p>【為替リスク】（契約通貨が外貨の場合） 一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> •保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回る場合があります。 •為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分の負担が生じます。 <p>【金利変動リスク】 解約払戻金は、運用資産（債券など）の市場価格の変動による影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> •債券は、金利が上昇すると価格が下落します。解約払戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場調整を導入しています。 <p>【解約時の元本割れリスク】 解約払戻金は、契約通貨建てでも一時払保険料を下回る場合があります。</p>																													
【参考】 為替レートの騰落率	<p>【米ドル】 最大値 30.43% 最小値 5.53% 平均値 3.36% 【豪ドル】 最大値 27.64% 最小値 15.96% 平均値 1.53% 【ニュージーランドドル】 最大値 20.66% 最小値 14.01% 平均値 1.06% 2017年12月～2022年11月までの5年間の各月末における1年間の騰落率</p>																													
【参考】 実質的な利回り	<p>■ 基本コース 初回更改日*における解約払戻金額（契約通貨建て）を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。実質的な利回り < 積立利率となります。</p> <p>* 契約通貨が米ドルおよび円の場合は30年後、豪ドルの場合は20年後、ニュージーランドドルは15年後の契約応当日となります。</p> <p>（例）契約年齢：50歳の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約通貨</th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>積立利率</th> <th>実質的な利回り （年複利）</th> <th>積立利率</th> <th>実質的な利回り （年複利）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル</td> <td>4.25%</td> <td>3.60%</td> <td>4.25%</td> <td>3.86%</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>3.70%</td> <td>3.43%</td> <td>3.70%</td> <td>3.53%</td> </tr> <tr> <td>ニュージーランドドル</td> <td>3.70%</td> <td>3.52%</td> <td>3.70%</td> <td>3.58%</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>0.40%</td> <td>0.36%</td> <td>0.40%</td> <td>0.38%</td> </tr> </tbody> </table>	契約通貨	男性		女性		積立利率	実質的な利回り （年複利）	積立利率	実質的な利回り （年複利）	米ドル	4.25%	3.60%	4.25%	3.86%	豪ドル	3.70%	3.43%	3.70%	3.53%	ニュージーランドドル	3.70%	3.52%	3.70%	3.58%	円	0.40%	0.36%	0.40%	0.38%
契約通貨	男性		女性																											
	積立利率	実質的な利回り （年複利）	積立利率	実質的な利回り （年複利）																										
米ドル	4.25%	3.60%	4.25%	3.86%																										
豪ドル	3.70%	3.43%	3.70%	3.53%																										
ニュージーランドドル	3.70%	3.52%	3.70%	3.58%																										
円	0.40%	0.36%	0.40%	0.38%																										

<p>[参考] 実質的な利回り</p>	<p>上記利回りは、一定の条件に基づいた参考値のため、実際に適用される利回りは、個別の保険設計書等をご確認ください。 積立利率適用期間中に解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。</p> <p>■ 引出コース</p> <p>初回更改日における解約払戻金額は、一時払保険料から引出部分投入額を控除した額に契約日の積立利率を適用して計算した積立金額（市場調整価格）と、引出部分投入額を毎年更改される三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用した積立金額（引出部分の金額）の合計となります。 引出部分の金額の算出にあたっては、所定の利率が毎年更改されることで、契約時には確定していないため、初回更改日における解約払戻金額の一時払保険料に対する実質的な利回りを算出することはできません。</p>
<p>[参考] 解約払戻金推移(率)</p>	<p>個別の保険設計書をご確認ください。</p>

損失が生じるリスクの内容の詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「最後に、ご確認ください」「この保険のリスクについて」「保障の内容について」「解約払戻金について」に記載しています。

- (質問例) 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
 この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
 為替相場の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
 実質的利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3 . 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

<p>購入時に支払う費用 (販売手数料など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて、指標金利の - 1.0% ~ + 1.5% の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いています。
<p>継続的に支払う費用 (信託報酬など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積立金（引出コースの場合は、引出部分の金額を除く）から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。
<p>運用成果に応じた費用 (成功報酬など)</p>	<p>ありません。</p>

上記以外に生ずる費用を含めて詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「諸費用に関する事項の概要について」に記載しています。

- (質問例) 私がこの商品に 万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4 . 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- 解約はいつでも可能です。
- 解約する場合、解約控除（契約日からの経過年数に応じて、一時払保険料に対して外貨：6%～0.6%、円：3%～0.3%）や市場金利の変動の影響により、解約払戻金は、契約通貨建てでも一時払保険料を下回る場合があります。
- 契約通貨が外貨で解約払戻金を円で受取る場合、為替相場の変動による影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回る場合があります。

詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「最後に、ご確認ください」「解約払戻金について」に記載しています。

(質問例) 私がこの商品(契約通貨が外貨建ての場合)を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替相場の変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当金庫の利益とお客さまの利益が反する可能性

兵庫信用金庫(以下、「当金庫」という)がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、この商品の組成会社である三井住友海上プライマリー生命から、生命保険契約の募集や契約手続き、また契約後の照会対応等の対価とし、以下の手数料を頂きます。

契約時手数料(初年度) : 一時払保険料に対して、4.70%~0.10%
継続手数料(2年目以降10年間) : 一時払保険料に対して、年率0.08%~0.00%

組成会社との間の人的関係や資本的关系

当金庫は、この商品の組成会社(三井住友海上プライマリー生命)との間で、人的関係および資本関係の特別な関係はありません。

販売会社における業績評価

当金庫は、お客さまのニーズを最優先としますので、この商品の販売が特別扱いされることはありません。

手数料の内容の詳細は、「商品概要書」に記載しています。

利益相反の内容とその対処方針については、「顧客本位の業務運営に関する原則」の「取組方針」をご参照ください。

(URL) <http://www.shinkin.co.jp/hyoshin>

(質問例) あなたの会社が高得手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要(NISA、つみたてNISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください)

- 一時払保険料 : 一般の生命保険料控除の対象となります。
- 死亡保険金 : 契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。
- 引出金 : 引出された引出金の累計額が一時払保険料を超えた場合(契約通貨が外貨の場合は、円換算額)、超えた部分の額に対して、所得税(一時所得^{*}) + 住民税が課税されます。
- 解約払戻金 : 解約払戻金額から一時払保険料を差引いた金額に対して、所得税(一時所得^{*}) + 住民税が課税されます。

* 他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があり、それを超える部分は、その2分の1が他の所得と合算されて総合課税されます。
NISA、つみたてNISA、iDeCoの対象とはなりません。

詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の「税金のお取扱いについて」に記載しています。

7. その他参考情報(契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください)

- 三井住友海上プライマリー生命が作成した「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」

https://www.ms-primary.com/products/ohkina_magokoro2/pdf/brochure.pdf

